

フロントシート

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 岡 野 慎 也	所属庁・官職 奈良地方・家庭裁判所 判事補	派遣先 英国 裁判所
提 出 書 面 平成26年4月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月21日～4月20日） RCJのアレンジその他による裁判所等の訪問		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・家事事件研修プログラム		
・4 Paper Buildings訪問		
・High Court of Justice Family Divisionにおける手続傍聴		
・[REDACTED]と面談		
・Bow County Court訪問		
・Interim Applications Courtにおける手続傍聴		

平成26年4月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（英国，裁判所）

奈良地方・家庭裁判所判事補 岡 野 慎 也

報告書簡（第7回 平成26年3月21日～4月20日）

上記期間の行動の概要及び近況等について、下記のとおり報告します。

記

1 家事事件関係プログラム（後半）（3月21日～28日）

RCJのアレンジにより従事した家事事件関係の集中プログラムの後半です。

（1）4 Paper Buildings（3月21，24日）

英国有数の家事事件専門バリスター事務所である同事務所でお世話になり、2日間、法廷内外での活動を観察する機会をいただきました。傍聴した事件はいずれも国際的な子の奪取に関するものであり、子による反対の要件や返還命令による重大な危険の要件について争われた事件においては、最終ヒアリングの開廷前に、争点についてのレポートを作成したCAFCASS担当者を交えて双方のバリスター及び当事者が協議し、和解成立に至るまでの一連の流れを見ることができました。合意内容には、子の返還やその準備の具体的なプロセスのほか、問題となった奪取行為につき一方が逮捕・訴追を受けることのないようにするための措置や、返還前の国で弁護士が収集した資料を返還後の国で活用できるようにするための処理など、多くの細かい条項を含むこととなり、この種の事件に含まれる問題の複雑さを改めて認識させられました。

（2）High Court of Justice Family Division（3月25日，26日）

■■■■■■■■■■の担当する複数の事件の傍聴をさせていただきました。子に対する虐待の疑いのある家庭に関する子の保護（Child Protection）の事件では、地方自治体及び父母は一定の条件の下で子を両親の元に戻すことに合意しているのに対し、子の利益を代表するために任命されるガーディアン（CAFCAFF担当者）だけは、もっと慎重に時間をかけてリスクアセスメントを行うべきであるとしてこれに反対しており、CAFCASSの役割の重要性をここでも再認識しました。家事部の裁判官が担当することとなっているCourt of Protectionの手続についても概要を解説していただき、事件を傍聴させていた

できました。特定の問題について能力不足のため自ら適切な判断を行えない者に代わって当該問題につき裁判所が判断を行うという手続ですが、裁判所が直接具体的な意思決定を行うこととなる点が特徴的であり、裁判官によれば、それゆえに極めて慎重な利益衡量が必要になる分野であるとのお話でした。

(3) Bow County Court (3月27, 28日)

に家事関係の各種手続を傍聴させていただきました。多くは誰が子と生活するかを定めるResidence Orderや、面会の頻度や方法について定めるContact Orderについての事件でしたが、半数以上は本人申立ての事件であり、子供たちが走り回る中で裁判官が分かりやすく丁寧に当事者に手続を説明する場面が多く見られたほか、ときには裁判官が当事者を諭すことなどもあり、High Courtとは全く異なる雰囲気の手続が進められていたことが印象的でした。裁判官は、裁判所は人の権利を守るために存在するものであるため、困った人が利用することをためらうような存在であってはならないとの考えをお持ちであるとのことであり、このような考え方から、裁判所に一度来た人たちにも、裁判所に対して嫌な印象を持たれるようなことのないよう常に気を配っていると話してくださったことが印象的でした。

2 High Court 訪問 (4月3日, 7~9日)

前々からお世話になっている同裁判官より、少し変わった手続を行うからと声をかけていただき、見学に伺いました。言い渡された判決の正しい解釈を明らかにするよう当事者が裁判官に対して求めた手続のヒアリング (hearing of the form of order following judgment) では、判決で命じられた支払債務の内容を自己に有利に解釈しようとする債務者の申立てに対し、裁判官が判決で意図したことを改めて説明した後、これに沿った明確な内容で支払を命じていました。また、急を要する紛争等についての申立てを迅速かつ暫定的に判断するInterim Applications Courtの手続も見せていただくことができました。我が国の民事保全に近い申立てについての審理のほか、本案審理を控えた事件につき専門家証人の追加の許可を求める申立てや文書開示 (disclosure) を求める申立てなどこれまであまり見ることはできなかった手続上の紛争についての審理を見ることができたことは、民事紛争解決制度全体の理解の上で非常に参考になりました。

以上

フロントシート

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 岡 野 慎 也	所属庁・官職 奈良地方・家庭裁判所 判事補	派遣先 英国 裁判所
提 出 書 面 平成26年5月26日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月21日～5月22日） RCJのアレンジによるソリシター事務所の訪問等		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・家庭裁判所（The Single Family Court）		
・欧州司法裁判所（The Court of Justice of the European Union）訪問		
・ [REDACTED] と面談		
・MTA Solicitors LLP訪問		
・ソリシターである [REDACTED] と面談		

平成26年5月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（英国，裁判所）

奈良地方・家庭裁判所判事補 岡野 慎也

報告書簡（第8回 平成26年4月21日～5月22日）

上記期間の行動の概要及び近況等について、下記のとおり報告します。

記

1 家庭裁判所（The Single Family Court）の運用開始（4月22日）

The Crime and Courts act 2013による一連の家事関係制度改正の一環として、同日、家庭裁判所（The Family CourtまたはThe Single Family Court）の運用が開始されました。これまで、事件の性質によりHigh Court, County Court, Family Proceedings Courtの三段階の裁判所に第一審の管轄が分かれていたことから生じていた不都合（当事者にとっての分かりにくさや、誤った裁判所に手続が持ち込まれた場合に生じる手続の遅延など。）を解消するため、家事関係の大部分を一手に引き受ける裁判所を設置し、窓口を統一した上で、事件の性質に応じて裁判所の内部で適切なレベルの裁判官に事件を割り当てることで、事件の迅速かつ適切な処理を実現しようとするものです。一連の改正による影響については、今後も注意深く見守っていきたいと思います。

2 欧州司法裁判所訪問（5月14日）

ベルギー留学中の大阪家裁倉重判事補のアレンジにより、他の欧州派遣中判事補及び事務官とともにルクセンブルク大公国にある欧州司法裁判所（The Court of Justice of the European Union）を訪問し、事件傍聴等を行ったほか、同裁判所 [REDACTED] と面談し、欧州司法裁判所の役割について詳しく説明いただくなどしました。詳細は既に参加者全員の連名で提出済みの平成26年5月19日付け報告書のとおりですが、同判事や当日施設案内を担当してくださった職員の方の説明からは、同裁判所が欧州連合条約及び欧州連合の機能に関する条約の解釈と適用における法の尊重の確保を目的として設置された機関であり、各国に設置されている伝統的な裁判所とは異質な存在であることから、裁判所の透明性向上を強く意識されていることがうかがわれました。

3 MTA Solicitors LLP訪問（5月21, 22日）

専門的知見の導入に関し、当事者側の視点からもう少し深く掘り下げてみたいとしてRCJに相談した結果、同事務所への訪問をアレンジしてもらうことができました。同事務所では、[REDACTED]をリーダーとし、医療過誤訴訟を中心に扱うソリシター7人で構成されるチームに2日間密着して、活動の観察や記録の閲覧、各ソリシターとのディスカッションなどを行いました。

具体的には、事務所に相談が寄せられてから電話による事情聴取、依頼を受けるか否かのスクリーニング、医療記録の取寄せ等を経て訴えの提起に至るまでの流れや各段階で考慮すべきポイント等について説明していただいた上で、実際に相談者に対する事情聴取の様子を見学させていただくなどしました。さらに、法律家がどのように医師等の専門家から協力を得て、どのようにそれを生かしているかに興味があると私が伝えたところ、各ソリシターがそれぞれ、進行中・終局済み問わず参考となりそうな事例を選別して記録を持ち寄ってくれ、それぞれの事例の特殊性について説明してくれるなどしました。チーム内には、医学や薬学の知識を持つメンバーもいるようでしたが、全員がそうであるというわけではなく、やはり、適切な専門家に適時に適当な形で相談することは常に重要であり、また、それが多くの事例において最も困難な課題であるというのが一致した見解のようでした。費用面の問題を意識しつつ医師に相談するタイミングや、相談する事項の特定方法などについては、各ソリシターがそれぞれに独自の経験により確立してきた手法があり、その全てが非常に興味深いものでした。

訪問の終わりに、[REDACTED]より、他国の法曹を受け入れてその文化や司法制度に触れることは事務所としても貴重な機会であるということで、日本と日本の司法制度についてチームのメンバーに話をしたいと依頼され、チーム構成員全員の前で簡単なプレゼンテーションを行いました。15分程度の簡単なものでしたが、皆さん熱心に聞き入ってくださり、質問も多く受けました。特に、英国と大きく異なる法曹養成制度と、英国で昨今問題となっている法律扶助（英国においては、近年、法律扶助の範囲が狭められており、これが権利救済への大きな障害になるとして多くの法律家が危機感を抱いているようです。）について皆さん強く興味をお持ちのようでした。

以上

フロントシート

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 岡 野 慎 也	所属庁・官職 奈良地方・家庭裁判所 判事補	派遣先 英国 裁判所
提 出 書 面 平成26年6月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月23日～6月29日） 英国司法制度資料更新，帰国準備，帰国等		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・ 英国司法制度資料		
・ [REDACTED] 氏 御挨拶		
・ [REDACTED] 御挨拶		
・ Judicial Office 御挨拶		
・ 片山一等書記官 御挨拶		

平成26年6月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（英国，裁判所）

奈良地方・家庭裁判所判事補 岡野 慎也

報告書簡（第9回 平成26年5月23日～6月29日）

上記期間の行動の概要等について、下記のとおり報告します。

記

1 英国司法制度資料の更新について

例年英国派遣者が共同で更新している英国司法制度資料に関し、更新作業を行いました。基本的な必要文献はロンドン大学高等法学研究所（Institute of Advanced Legal Studies (IALS)）の図書館で見つけることができ、改めて裁判所派遣者が同研究所図書館を利用できることの重要性を認識しました。また、今回は平成26年4月に導入された家庭裁判所（The Single Family Court）に関し大きな書き換えが必要となりましたが、この改正については公刊されている文献は草案段階の事項しか記載されていないものが多く、また司法省及び裁判所いずれのWebサイトにも最新の制度についての詳細は調査時点で記載されていなかったところ、これまでの調査研究の中でお会いした裁判官や弁護士から個人的に教えていただいていた情報が非常に役立ちました。

2 帰国準備、帰国

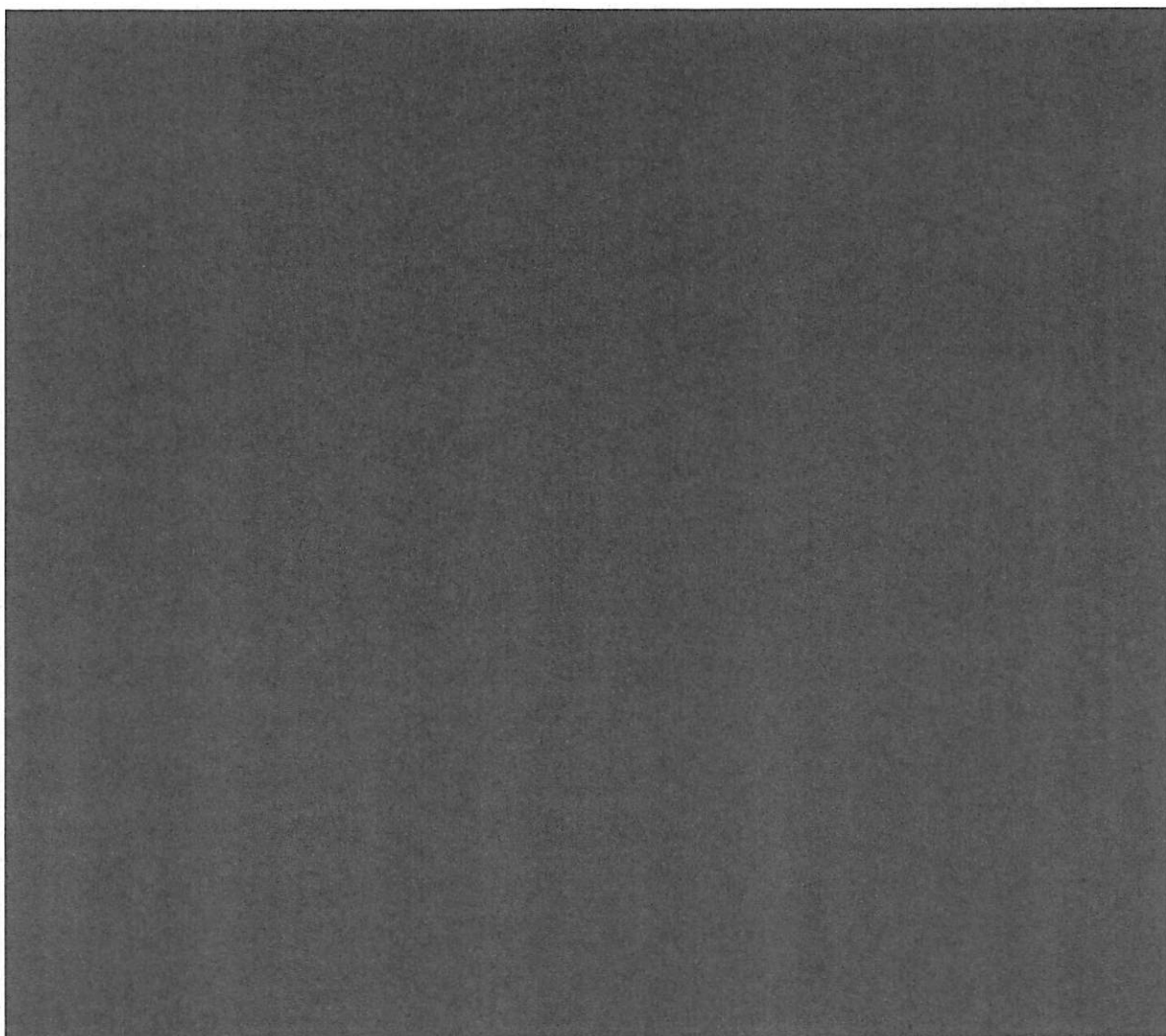
帰国に向けて、以下のような準備等を行い、帰国しました。

（1）受入先等へのご挨拶等

IALSの[]氏，Royal Court of Justice (RCJ) の受入責任者である[]，Judicial Office の担当者（[]氏及び[]），出張案件の調整等でお世話になっている大使館の片山一等書記官を訪問して挨拶し、後任者の情報をお伝えした上で、今後ともこれまでと同様の扱いをしてくださるようよろしくお願いします。

（2）引越準備等

[]



(3) 帰国（6月28日発，同月29日着）

航空会社のウェブサイト上のシステムトラブルで預け荷物の追加手続は当日空港カウンターでしか行うことができず，係員の連絡ミス等もあって長蛇の列に何度も並ぶことになり，余裕を持って3時間前に空港に到着していたにも関わらず危うく飛行機に乗り遅れそうになるという災難に見舞われながらもなんとかヒースロー空港より出国しました。感傷に浸る間もないほどの慌しさの中で英国を出国することになってしまったことは少しばかり残念でしたが，最後に飛行機に間に合うようセキュリティ手前からゲートまで一緒に走って案内してくれた航空会社の職員に，この一年間にお世話になった全ての人々への感謝も込めてお礼を言い，英国を後にしました。その後，ローマ・フィウミチーノ空港での乗り継ぎを経て，関西国際空港に到着，無事帰国しました。

以上